

## (6) 北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会研究企画専門委員会内規

[平成 15 年 9 月 25 制定]

(趣旨)

**第 1 条** この内規は、北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会規程（平成 15 年海大達第 53 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定に基づき設置する北海道大学脳科学研究教育センター運営委員会研究企画専門委員会（以下「研究企画専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

**第 2 条** 研究企画専門委員会は、北海道大学脳科学研究教育センター（以下「センター」という。）の融合研究に関する次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算計画書の作成及び予算配分に関すること。
- (2) 融合的研究の促進に係る調整及び点検に関すること。
- (3) プロジェクト研究員（ポスドク）の募集及び選考に関すること。
- (4) シンポジウムの企画及び開催に関すること。
- (5) 研究報告書の作成に関すること。
- (6) その他融合研究の重要事項に関すること。

(組織)

**第 3 条** 研究企画専門委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 各研究グループ運営委員のうちから 各 1 名
- (2) センター長が指名する者 若干名

2 前項各号の委員は、センター長が委嘱する。

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

**第 5 条** 研究企画専門委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、研究企画専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

**第 6 条** 研究企画専門委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 研究企画専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第7条** 研究企画専門委員会が必要と認めたときは、研究企画専門委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第8条** 研究企画専門委員会の庶務は、医学系事務部総務課において処理する。

(雑則)

**第9条** この内規に定めるもののほか、研究企画専門委員会の運営に関し必要な事項は、研究企画専門委員会が別に定める。

**附 則**

1 この内規は、平成15年9月25日から施行する。

2 この内規の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

**附 則**

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成30年4月1日から施行する。